

居宅介護支援事業者による指定介護予防支援に関するQ&A

No.	質問	回答
1	要支援の全プランが対象になるのですか？ 事業対象者は対象になるのでしょうか？	事業対象者は対象外です。 要支援の方でも介護予防ケアマネジメントの方は対象外となります。
2	指定を受けた後の、現プランの取扱いはどうなるのでしょうか？	指定を受ける際、予め委託元の地域包括支援センターへ連絡の上、利用者との契約方法について調整してください。直接担当される場合は利用者との新規契約の締結が必要となります。ただし介護予防ケアマネジメントのプランについては引き続き地域包括支援センターとの契約となりますのでご注意ください。 ※指定を受けた場合でも、委託で介護予防支援のプランを作成することができます。
3	単位数はどうなりますか？	【現行】 438単位 【改定後】 介護予防支援費(Ⅰ)442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費(Ⅱ)472単位 ※指定居宅介護支援事業者のみ 指定を受けた場合は介護予防支援費(Ⅱ)となります。
4	市町村ごとに指定を受ける必要があるのですか？	和歌山市の介護保険の被保険者の介護予防支援を行う場合は、和歌山市での指定を受ける必要があります。
5	指定を受けて利用者と直接契約になった場合、今後の包括との関係性はどうなりますか？ 困難事例などの相談はできなくなるのでしょうか？	利用者との直接契約になることで、請求業務を各事業所で行っていただく必要があります。しかし今後もプランや支援について相談、連携は可能です。利用者についての相談は利用者居住地管轄の包括、プランの書き方や書類等の相談は事業所の所在地管轄の包括へご相談ください。
6	指定を受けるとご利用者の紹介はしてもらえなくなるのでしょうか？	委託契約の有無にかかわらず、今後も利用者の紹介をさせていただきます。
7	指定を受けることで、事業所の業務量が増えるのではないですか？	包括による給付管理がなくなるため、各事業所において直接請求業務を行っていただく必要があります。
8	今後包括の介護予防支援業務はなくなるのですか？	地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援など、地域包括支援センターの業務をより適切に行うため、また、介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に実施していただきやすくするための改正です。したがって包括による介護予防支援業務自体がなくなるわけではありません。
9	介護予防ケアマネジメントに変更した場合の取扱いについて教えてください。	介護予防のサービスを利用されている方が、総合事業のみ利用になるなど介護予防ケアマネジメントのみになった場合は、地域包括支援センターと利用者との契約が必要になり、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターからの委託を受けての業務となります。契約の方法については、利用者と事業所(介護予防支援)、利用者と包括(介護予防ケアマネジメント)を取り交わして頂くことで、ケアプランの変更時の対応がスムーズになります。利用者の意向を踏まえて決定してください。
10	契約書のひな形は用意してもらえますか？	参考様式を近日中にホームページに掲載しますので、必要時ご活用ください。介護予防支援に関する契約書のひな形になりますので、居宅介護支援と一体型の契約書を検討される場合は事業所にてご準備ください。